

「とっとり SDGs ビジネスアワード」実施要領

「とっとり SDGs アワード」表彰の実施に関し、必要な要領を下記のとおり定める。

記

1. 目的

SDGs のキープレイヤーとして期待される企業で、SDGs 推進のモデルとなるような取組を実施している企業を表彰し、他の企業・団体などを中心に県内に広く紹介することで、企業が主体となって地域、団体、個人など多様なステークホルダーと連携する取組を後押しし、SDGs の取組を加速させていく。

2. 公募の対象

SDGs 推進のモデルとなる優れた取組を行っている、県内に活動拠点のある企業

3. 表彰者

表彰は、SDGs の推進に係る取組に関し、極めて顕著な功績があったと認められる企業及び SDGs 推進のロールモデルとなり得る取組を行ったと認められる企業について、鳥取県知事が行う。

4. 表彰の方法

表彰は、表彰状と SDGs のロゴ入りの楯を授与してこれを行う。

5. 表彰の時期及び公表

表彰はとっとり元気フェスにて行う。

6. 被表彰者の決定

鳥取県は、公募にて求める応募書類の提出があった者のうちから、別途定める「とっとり SDGs ビジネスアワード審査会」の委員の審査により、被表彰者を決定する。

7. 表彰の事務

表彰に関する事務は、鳥取県地域社会振興部県民参画協働課が行う。

8. 具体的実施方法

具体的実施方法については、別途定める。

附則

この要領は令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

附則

この要領は令和 5 年 7 月 28 日から施行する。